佐野市観光スポットライティング業務委託仕様書

本仕様書は、「佐野市観光スポットライティング業務委託（以下「ライティング業務」という。)」を開催するにあたり、事業者が企画した提案をもとに円滑に事業を実施するため、運営業務の仕様について定めたものである。
受注者はこの仕様に基づき誠実に履行しなければならない。

１．業務の目的

新たに観光スポットへの夜間ライティング等を行うことにより、市民に本市の観光資源の良さを再認識してもらうことによる郷土愛の醸成並びに市外からの観光客の市内滞在時間の延長を図り、これにより経済効果及び交流人口の増加につなげるため、調査研究及び実証を行う。

２．業務名

佐野市観光スポットライティング業務委託

３．履行期間

契約締結日から令和６年１月３１日（水）まで

４．ライティング場所

①唐沢山城跡及び唐沢山神社（佐野市富士町1409）別紙①参照
②出流原弁天池及び磯山弁財天（佐野市出流原町1264）別紙②参照

５．ライティング期間

上記①については１１月末～１２月の紅葉時期の土日、延べ４日間とする。②については時期は任意とし、延べ３日間以上とする。

６．委託業務内容

ライティング設計・デザイン、電気配線、満足度調査アンケート作成、広告宣伝及びライティングの実施に関する業務を委託する。

（１）ライティングの設計・デザイン及び電気配線業務
　①ライティングによる夜間景観を創出するための設計・デザイン
　②設計・デザインを実現するためのライティング機器の設置

（２）ライティングに係る管理、運営業務
　①ライティングに伴う点灯式の運営
　②ライティングに伴う関係者との調整

③来場者の駐車場確保及び保安

（３）広告宣伝業務

ポスター、チラシ、その他効果的な宣伝ができる広告物の制作

（４）満足度調査アンケート作成及び結果分析業務

①来場者を対象としたアンケートの作成及び調査の実施

②満足度調査アンケートの結果分析及び報告書作成

（５）その他

ライティング業務の企画提案に伴い、メインテーマを設定すること

７．ライティング業務の基本要件

（１）点灯時間

１６時から２０時まで（ただし、通路等のライティングについて２０時３０分消灯とする。）を基本とする。

（２）設備について

①ライティングに使用する電気は、受託者側で確保すること。

②ライティング機器（発電機等を使用する場合はこれを含む）は日中を含め、景観を損なわないように配置すること。

（３）ライティングについて

実施箇所において効果的にライトアップするだけではなく、通路等も照らすなど安全面にも配慮すること。また、ＳＮＳなどで話題となるようなスポットを創出する工夫を施すこと。

（４）業務実施体制について

業務内容については専門的な知識や知見が必要であり、受託者内のみで適切な人材がいない場合には、受託者側において委託経費の中から必要な外部人材を業務に従事させること。

（５）試験点灯及び点灯式の開催について

本点灯の前に発注者の立会いのもと試験点灯を実施すること。また、ライティング初日に点灯式を開催すること。日程及び時間については、業務開始後、協議して決定する。

（６）ライティングスポット管理者との協議及び説明について

ライティングを実施する箇所及び設備の設置、点灯時間等について、ライティング場所管理者に対し、発注者とともに協議及び説明をすること。

（７）来場者の駐車場、誘導等について

来場者が安全に来場できるように発注者と協議の上、駐車場を確保すること。また、駐車場運営にあたり、事故等が無いように対策を講じること。

（８）広報宣伝について

広報宣伝については、市民はもちろん、市外の観光客へも周知できるような手法を用いること。

（９）満足度アンケート調査

満足度アンケート調査については、誰でも手軽に回答できるように工夫したものとし、ライティング期間中、随時実施すること。

(10) 設備の撤去について

点灯実施期間終了後、１０日以内に全ての機材を撤去すること。

８．業務に関する費用

本業務を遂行するにあたり必要な一切の経費

９．成果品

ライティング業務における成果品は次のとおりとする。

（１）ライティング設計書

（２）ライティング実施中の画像及び映像データ

（３）実施報告書（ライティング設計・デザイン、電気配線、アンケート調査結果、広告宣伝等）

（４）その他、発注者が求めるもの

１０．その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に明示なき事項については、双方協議の上決定するものとする。